

相続登記に必要な書類

□→お客様でご用意

○→当事務所でも手配可能な書類

<p>1. 亡くなられた方 [被相続人]</p> <p>(1) 出生から死亡に至るまでの戸籍全部 (注1)</p> <p>① 死亡の記載ある現在の戸籍謄本 (注2) 1通 □ ○ ☆1通 450円</p> <p>② 改製原戸籍の謄本 1通 □ ○ ☆1通 750円 ※現在の戸籍直前</p> <p>③ 除籍の謄本(出生に至るまで) 各1通 □ ○(注3) ☆1通 750円</p> <p>(2) 住民票の除票の写し (注4) 1通 □ ○ ☆1通200円～300円程度、自治体によって異なります。</p> <p>(3) その他 () 通 □</p>	期 間 制 限 な し
<p>2. 相続人の方 [配偶者・子等]</p> <p>(1) 現在戸籍の謄本 (抄本も可) 各1通 □ ○</p> <p>(2) 住民票の写し (注4) 各1通 □ ○</p> <p>(3) 印鑑証明書(遺産分割協議書に押印のもの) 各1通 □</p> <p>(4) その他 () 通 □</p>	

(注1) 家督相続、分家、転籍、養子縁組等でさらに除籍が必要な場合がありますので、戸籍係の窓口で「相続で必要ですから、出生から死亡まで全部下さい。」と申し添えていただくと、その役場で取得できるものについては全部発行してもらえるので手間がかかりません。

(注2) 被相続人の死亡や、転籍により「除籍」になっている場合もあります。

(注3) 戸籍が焼失等の事由でつながらない場合、役場のその旨の証明書に加えて、「相続人全員の申述書(印鑑証明書付)」に署名・押印をお願いする場合があります。

(注4) 証明事項については戸籍などが省略されていない「省略なし、全部記載」のものをご請求下さい。被相続人不動産の登記簿上の住所と、死亡時の住所が一致しない場合、一致するまでの住民票除票の写し又は戸籍の附票が必要となる場合があります。

その際、除票等の保存期間経過などのため入手できない場合、手続が複雑になりますので当事務所にご相談下さい。

また住民票の除票は「**戸籍の附票の写し**」でも結構です。☆1通200円程度

<p>1. 土地・建物の評価証明書又は登記用の評価通知書 各1通 □ ○(注5) ☆1通300円程度、評価通知書は無料ですが自治体によって取扱いが異なります。</p> <p>2. その他 () 通 □</p>	本年度のもの のみ有効
---	----------------

(注5) 名古屋市は評価証明書のみが発行され、事務所で取得するには委任状が必要になります。

<p>1. 土地・建物の登記事項証明書(登記簿謄本) 各1通 □ ○ ☆1通600円 (注6) ※窓口交付の場合</p> <p>2. その他 () 通 □</p>	できる限り新しいもの
---	------------

(注6) 民事法務協会のインターネットによる登記情報で取得すると1件337円です。

<p>1. 遺産分割協議書 (注6) 1通 □ ○ ⇒ 事務所で作成します。</p> <p>2. 特別受益証明書(事実ある場合に限り) 通 □ ○</p> <p>3. その他 () 通 □</p>	
--	--

(注6) 未成年者が相続人の場合、法律上の特別な代理人を必要とされる場合があります、その選任を家庭裁判所に申し立てるのに1ヶ月ほどかかる場合があります。

なお御不明な点がございましたら、下記事務所まで御電話下さい。

〒490-1222 愛知県あま市木田池成76番地45

司法書士パートナーズ事務所 司法書士 林 秋彦 TEL (052) 443-9007